

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(平成29年度 新座市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	4	131,000	8	0.0	0.0	131,000
1	80	キシレン	6	2	634,000	3	0.0	0.0	634,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	10	30,000	11	30,000	0.0	0.0
1	262	テトラクロロエチレン	3	8	6,200	14	6,200	0.0	0.0
1	281	トリクロロエチレン	1	14	3,800	16	3,800	0.0	0.0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	1	456,300	4	4,300	0.0	452,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5	4	215,200	7	0.0	0.0	215,200
1	300	トルエン	6	2	1,313,900	2	3,900	0.0	1,310,000
1	304	鉛	1	14	350,000	6	350,000	0.0	0.0
1	305	鉛化合物	1	14	59,000,000	1	23,000,000	36,000,000	0.0
1	308	ニッケル	1	14	5,600	15	5,600	0.0	0.0
1	392	ノルマル-ヘキサン	5	4	395,000	5	0.0	0.0	395,000
1	400	ベンゼン	5	4	74,000	9	0.0	0.0	74,000
1	412	マンガン及びその化合物	2	10	20,400	12	14,400	6,000	0.0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	14	1,100	19	1,100	0.0	0.0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	10	9,180	13	9,180	0.0	0.0
3	21	硝酸	2	10	3,290	17	3,290	0.0	0.0
3	35	メタノール	1	14	1,300	18	1,300	0.0	0.0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	8	65,900	10	65,900	0.0	0.0
		合計	—	—	62,716,170	—	23,498,970	36,006,000	3,211,200

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。